

ビッグデータを活用した 移住プロモーション広告等業務 仕様書

本仕様書は、山形市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託して実施するビッグデータを活用した移住プロモーション広告等業務（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めるものである。

1 業務名称

ビッグデータを活用した移住プロモーション広告等業務

2 業務目的

本業務は、ビッグデータを用いて移住にまつわる市場やユーザー動向を分析し、最適なターゲット（ペルソナ）を設定した上で、効果的な時期及び期間においてWeb等に広告を掲載し山形市移住総合サイトへ誘導するとともに、その方のサイト内行動等を分析し、今後の情報発信や施策立案に生かしていくことを目的とする。

3 履行期間及び履行場所

契約締結の日から令和7年2月28日までとし、履行場所は山形市域とする。

4 業務内容等

以下に基づき、ビッグデータを活用した移住プロモーション広告配信及び分析に係る作業の一切を行うこと。なお、上記の目的に達するために必要と認められる場合は、予算の範囲内で仕様の変更を可能とする。この場合、公募型プロポーザルにおける企画提案において、その内容及び理由を提案すること。

(1) ビッグデータを活用した配信ターゲット及び配信媒体の選定

本業務では、配信ターゲットの選定にあたり、ビッグデータを活用することを必須とする。山形市及び地方への移住に対し興味を持っていると思われる方の年齢層や居住エリア等についてビッグデータを活用することで導き出し、さらにそのターゲットへの配信にあたり最も

適する配信媒体を選定する。従って、配信ターゲット、配信媒体、時期及び期間等全て提案によるものとする。

① 想定する配信媒体

Facebook、X（旧 Twitter）、Instagram 及び YouTube 等の SNS 広告や、Yahoo！及び Google 等のディスプレイ広告など、単独又は複数を組み合わせて効果的な媒体を使用すること。

② 広告の誘導先

山形市移住総合サイト「ヤマガターン」(<https://yamagatalife.com/>)

③ 目標設定

広告の表示回数の目標値は、広告効果が最大化するよう、より多くの方に到達する設定とすること。

(2) 広告用動画データ及びバナー画像の媒体元への納品 【別添（参考資料）参照】

本業務で使用する動画データ及びバナー画像は、甲が指定するものを使用することとし、広告用データとして媒体元へ納品する際は、以下の内容を遵守の上実施すること。

① 原則、甲が指定し提供する動画データ及びバナー画像をそのまま媒体元へ納品すること。ただし、提供した動画データ及びバナー画像が媒体元の定める広告出稿の各種規定等に違反している場合や、活用する SNS 広告のサイズによって修正が必要な場合には、適切に処理の上、甲の承認を得てから納品すること。なお、動画データ及びバナー画像の修正に必要な経費は全て本業務の委託料に含むものとする。

② 広告用動画データ及びバナー画像を確実に媒体元へ納品すること。その際に必要な審査や各種申請手続き等の業務は全て本業務に属するものとし、乙が責任を持って実施すること。なお、それらに係る経費は全て本業務の委託料に含むものとする。

③ 媒体元へ納品する際の動画や画像のサイズや画素数及び審査基準等の詳細については、乙において事前に調査の上進めること。

(3) 広告の効果測定

全ての広告配信業務が終了後、速やかに「効果検証レポート」を作成し、詳細を甲に報告すること。

なお、効果検証レポートの内容については、以下の内容を含めること。

ア 業務概要（実施期間や対象）

- イ 広告媒体や都県ごとの表示回数、クリック数、視聴回数及びクリック単価等
- ウ リンク先へ誘導した方の属性（居住地、性別、年齢及び検索傾向等）
- エ ビッグデータをもとに設定したターゲットの妥当性の検証
- オ 本業務の統括、山形市の課題と今後に向けた提案等

(4) 甲への納品

甲が指定した動画データ及びバナー画像に修正を加えた場合は、甲の承認を得た当該データ及び効果検証レポートについて、以下の方法で納品すること。

- ① 動画データについては、MP 4形式とすること。
- ② 動画データ及びバナー画像については、データファイル便等、オンラインを活用し納品すること。
- ③ 効果検証レポートについては、紙媒体（1部）と電子データで納品すること。

5 本業務を遂行するうえで遵守すべき要件

- (1) 本業務の実施にあたり、業務統括責任者を置くこと。
- (2) 契約締結後、本業務の実施計画及び工程表を提出すること。
- (3) 本業務の進捗状況について、随時に甲に報告すること。
- (4) 成果品の内容について、納品前に甲の承認を得ること。
- (5) 業務完了後は速やかに業務完了届を提出すること。

6 成果品

- (1) 広告用動画データ及びバナー画像（修正した場合に限る）
- (2) 効果検証レポート（業務実施内容をA 4版縦で簡潔にまとめたもの）

7 著作権の帰属等

- (1) 乙は、本業務の成果品に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第22条の2（上映権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果品の納入、検査合格後、直ちに甲に無償で譲渡するものとする。
- (2) 甲は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用

のために目的物の改変を行うことができるものとし、乙はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。

- (3) 乙は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、乙が負うものとする。

8 留意事項

- (1) 乙は、本業務を通じて知り得た一切の情報について、漏えい、滅失、棄損等がないように注意すること。また、甲が提供する資料等を業務の目的以外に利用し、または第三者に提供しないこと。契約終了後もまた同様とする。
- (2) 本業務の遂行にあたり個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法令等を遵守するものとし、秘密保持について万全の管理を行うこと。
- (3) 本業務の成果品の所有権、使用权は全て甲に帰属するものとする。乙は、本業務の成果品を甲の了承を得ずに、甲への納品用途以外に利用してはならない。
- (4) 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、乙は、直ちにこれを甲に報告し、乙の責任と費用負担において解決するものとする。
- (5) 本業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守し、公衆に対し迷惑を及ぼす行為は行わないこと。万一、第三者との間にトラブルが発生した場合は、乙の責任において迅速かつ誠実な対応を行い解決するものとし、乙が対応できないクレームが発生した場合は、迅速に甲へ報告し対応を協議すること。
- (6) 本業務の完了後においても、乙の故意又は過失による不良箇所が発見された場合は、速やかに修正・対応する等、甲の指示に従うこととし、これに要する費用は全て乙の負担とする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。
- (8) 天災その他不可抗力等の突発的な事情により委託内容に変更が生じた場合は、甲乙協議の上、対応するものとする。